

指名停止措置についての公表

● 指名停止を受けた業者

商号又は名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
新明和工業株式会社	代表取締役 五十川 龍之	兵庫県宝塚市新明和町 1 - 1

● 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年10月22日 から 令和8年2月21日 まで（4月）
指名停止の理由	特定特装車製品の原材料である鋼材等の原材料が高騰していたことから、特定特装車製品の販売価格を引き上げることについて、他の事業者と共同で合意した。 このことが、公共の利益に反し、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限するものに当たり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、令和7年9月24日に公正取引委員会より違反行為者と認定されたため。 【香南市指名停止措置要綱】 （独占禁止法違反行為） 「別表第2の第6号 県外の他の公共機関が発注した業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。」に該当